

南九州市水道事業窓口業務等包括業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、南九州市水道事業窓口業務等包括業務委託（以下「本業務」という。）を行うにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、委託業務に関する業務提案を公募し、業務に対する意欲、技術的能力等の審査を行い、最も優れていると認められる者を受託候補者として選定することを目的として必要な事項を定める。

2 業務概要

(1)業務名

南九州市水道事業窓口業務等包括業務委託

(2)業務の目的

本業務を包括的に委託することで、民間事業者の専門的なノウハウを導入し、業務改善や効率化による経費削減、収納率の向上を図るとともに、お客様サービスの向上を目的とする。

(3)業務の内容

業務の内容は、以下のとおりとし、詳細は別紙「南九州市水道事業窓口業務等包括業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

- ア 受付・窓口業務
- イ 開閉栓業務
- ウ 検針業務
- エ 調定・更正業務
- オ 料金請求・収納業務
- カ 滞納整理業務
- キ 給水停止業務
- ク 検定満期メーター交換業務
- ケ 上記に関連する業務

(4)委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

なお、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までを業務引継ぎ等の準備期間とし、期間中の費用は、受託者の負担とする。

3 見積上限額

127,325,000円（税込み） ※委託期間（5年間）の総額

本金額は、プロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1)南九州市入札参加資格名簿登録者又は本プロポーザル参加申込書の提出までに入札参加資格申請書類を提出し、審査内容を満たしている者
- (2)南九州市において指名停止期間中の者でないこと。ただし、参加申込書提出から契約締結までの間に、南九州市から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- (3)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4)破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5)会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づき更生手続き開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6)国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7)次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体において法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。市暴力団排除条例（平成24年9月4日南九州市条例第28号）に規定する暴力団または暴力団員でない

こと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

(8)プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得している者であること、又は個人情報保護方針を定めている者であること。

(9)過去に、地方公共団体等から本業務と同種の業務実績があること。

5 全体スケジュール

本業務に係る全体のスケジュールは下記のとおりである。ただし、都合により変更する場合がある。

実施内容	実施期間又は期日
公告（実施要領等の公表）	令和6年7月1日（月）
質問受付期間	令和6年7月2日（火）から 令和6年8月16日（金）17時まで
質問に対する回答	令和6年7月16日（火）から 令和6年8月22日（木）17時まで ※随時
参加表明書の提出期間	令和6年7月2日（火）から 令和6年9月2日（月）17時まで
参加資格審査結果通知	令和6年9月9日（月）
企画提案書提出期間	令和6年9月10日（火）から 令和6年9月27日（金）17時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年10月3日（木）（予定） ※予備日10月4日（金）
審査結果の通知	令和6年10月下旬
契約内容に関する協議	令和6年11月上旬
契約締結	令和6年11月下旬
業務引継ぎ期間	契約締結日の翌日から 令和7年3月31日（月）まで
業務開始	令和7年4月1日（火）

6 質問の受付及び回答

(1)提出期限

令和6年8月16日（金）17時まで

(2)提出方法

企画提案書等の作成に係る質問は、質問書（様式第5号）により電子メールで提出すること。

メールアドレス suido@city.minamikyushu.lg.jp

(3)回答日

令和6年8月22日（木）17時まで ※随時

(4)回答方法

質問者の名称等は伏せた上で、すべての質問事項に対する回答をホームページに随時掲載する。

7 参加手続き等

(1)参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加証明書（第1号様式）等を提出しなければならない。

①提出書類（各1部）

ア 参加表明書（第1号様式）

イ 会社概要書（第2号様式）

ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

エ 財務状況関係書類

直近3箇年の各会計年度における決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）

オ 業務実績書（第3号様式）

※4 参加資格(9)の要件を満たす受託実績を記載すること。

カ 国税、地方税に滞納がないことの証明

キ 情報セキュリティ等に関する公的認証の取得状況等調書（様式第4号）及び認証等の写し

※ウ、カは、各発行官公署等において定めた様式で、公告日以降に証明されたもので、原本を提出すること。

②提出期限

令和6年9月2日（月）17時まで

③提出場所

16に同じ

④提出方法

持参又は郵送によること。（郵送の場合は必着）

(2)参加資格の確認等

4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和6年9月9日（月）までに、確認結果通知書を送付する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1)提出書類

①企画提案提出書（第6号様式） 1部

②企画提案書（任意様式） 1 部及び電子媒体（CD-R） 1 枚

※電子媒体はPDF形式でCD-Rに記録すること。

③見積書（第 7 号様式） 1 部

④見積内訳書（任意様式） 1 部

(2)提出期限

令和 6 年 9 月 27 日（金） 17 時まで

(3)提出場所

16に同じ

(4)提出方法

持参又は郵送によること。（郵送の場合は必着）

(5)企画提案書の内容

①仕様書に基づき、「12 選定基準」の評価項目③～⑭の内容について企画提案を行うこと。

②提出様式

ア 用紙サイズは A 4 版，横書き，上綴じで製本し，表紙を除きページ番号を付けること。（図表等で A 3 版を使用する場合は，折り込んで綴じること。）

イ 基本的に両面印刷とする。

ウ 文字のフォントは 11pt 以上とする。ただし，図表等の文字サイズについては，この限りではない。

(6)その他

提出期限後の提案書の追加・修正・差替は一切認めない。

9 選定委員会の設置

プロポーザルにおける受託候補者を選定するため，南九州市水道事業窓口業務等包括業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は，本市職員で構成され，プロポーザル参加者から提出された企画提案書等を審査し，本業務の受託候補者を選考・決定する。

10 プレゼンテーション及びヒアリング

選定委員会は，参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1)日程

令和 6 年 10 月 3 日（木）予定 ※予備日 10 月 4 日（金）

※時間は，事前に通知する。

※順番は，企画提案書等の提出順とする。

(2)実施場所

南九州市役所（知覧庁舎）本館 2 F 委員会室（予定）

(3)実施方法

自由形式で電子機器を用いて行うことができる。必要な電子機器は全て提案者

が準備する。ただし、プロジェクター、スクリーン及び延長コード等は、本市が保有する機器の範囲内で用意する。

(4)出席者

5人以内とする。

(5)実施時間

1 提案者につき説明時間 30 分以内、ヒアリング 20 分以内とする。

11 審査方法

選定委員会は、プロポーザル参加者が行うプレゼンテーション及びヒアリングの内容について、「12 選定基準」に基づき評価及び採点を実施し、合計得点が最も高い者を受託候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数いるときは、選定委員会での審議によって決定するものとする。

参加資格要件を満たす参加者が 1 者の場合でも、プロポーザルを実施することとし、その合計得点が著しく低い場合を除き、当該者を受託候補者として決定する。

12 選定基準

(1)評価項目及び配点は次のとおりとする。

区分	評価項目		配点
事前審査	会社概要	① 会社規模及び財務状況	10
	業務実績	② 受託実績	20
企画提案	業務実施方針	③ 本業務の理解度、認識度 ④ 本業務における目的と提案内容の合致性	20
	業務実施体制	⑤ 組織体制（指揮命令系統） ⑥ 人員配置（経験者の実務年数、地元雇用等） ⑦ 業務従事者の教育・研修（市民サービスの向上、コンプライアンスの遵守）	30
	委託業務の履行方法	⑧ 「2(3)業務の内容ア～ク」のそれぞれの業務に対する考え方（各業務の効率的・効果的な業務計画）	80
	収納率の向上対策	⑨ 収納率の向上対策（ノウハウや創意工夫等）	10
	危機管理体制	⑩ 個人情報保護に対する考え方 ⑪ 不当要求への対応 ⑫ 事故、災害等の危機管理対策	30

	企業提案	⑬ 提案者のノウハウを活かした独自提案 ⑭ 将来的な業務範囲拡大への対応（管路修繕，施設管理，給水装置工事申込等）	20
	見積書	⑮ 見積金額及び積算内訳	30
合 計			250

(2)評価項目（見積書を除く）は，５段階評価により得点を付与する。

評 価		得 点
A	優れている	配点×1.0
B	満足できる	配点×0.8
C	普通である	配点×0.6
D	やや劣っている	配点×0.4
E	劣っている	配点×0.2

(3)見積書は，次の式により得点を付与する。

$$\text{得点} = \text{配点} \times (\text{最も低い見積金額} / \text{当該提案者の見積金額})$$

13 審査結果の通知

- (1)審査の結果は，参加者全員に文書で通知する。
- (2)審査結果に関する質問，説明請求及び意見は受け付けない。

14 失格条項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1)提案書の提出方法，提出先，提出期限に適合しない場合
- (2)提案書の仕様書及びこの要領に示された条件に適合しない場合
- (3)提案書に虚偽の記載があった場合
- (4)審査の公平性を害する行為があった場合
- (5)その他審査委員会が社会通念に照らし失格にあたると認める場合

15 その他

- (1)提出された提案書の取扱いは，次の各号による。
 - ①提出された提案書は返却しない。
 - ②提案書の作成及び提出等に要する一切の費用は，提案者の負担とする。
 - ③提出された提案書は，審査及び説明の目的に，その写しを作成し，使用することのできるものとする。

(2)留意事項

- ①本提案は、調査・検討における具体的な取組方法等について提案を求め、審査は事業者内定（優先交渉権者決定）のために行うものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
- ②仕様書を参考にすること。
- ③参加表明書提出以降に辞退する場合は、辞退届（第8号様式）を提出すること。

16 事務局

〒897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地

南九州市役所 水道課業務係 担当：石田

電話 0993-83-2511 FAX 0993-83-1955

メールアドレス suido@city.minamikyushu.lg.jp